

第 21 回検討会および第 22 回検討会後に行った パブリックコメントに関する回答

1. 概要

シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会（以下「検討会」という。）では、室内空气中化学物質の指針値（以下、「指針値」という。）を設定する候補物質に関する検討を実施しており、平成 29 年 4 月に開催された第 21 回検討会において、指針値の定められていない 3 物質（以下、「新規 3 物質」という。）の指針値案と、既に指針値の定められている物質のうち 4 物質（以下、「既存 4 物質」という。）の指針値改定案を提案しました。これらについて平成 29 年 6 月 5 日～7 月 4 日にパブリックコメントを実施したところ、指針値の設定に対して多数の御意見をいただきました。

いただいた御意見を踏まえ、平成 30 年 8 月 31 日に開催された第 22 回検討会において指針値案の再検討を行い、改めて指針値案を作成し、平成 30 年 9 月 11 日～10 月 10 日に 2 回目のパブリックコメントを実施しました。

2. 意見数

寄せられた意見数は、それぞれ以下のとおりです。（※同一個人、同一団体から複数の意見提出があったものは、まとめて 1 件として集計。）

- 平成 29 年 6 月 5 日～7 月 4 日実施分：132 件
- 平成 30 年 9 月 11 日～10 月 10 日実施分：45 件

3. 御意見と回答

いただいた御意見のうち、今般御意見を募集した内容に関するもののみ、その意見の要旨と回答を別紙に記載します。

なお、その他の御意見等については、お答えすることを差し控えさせていただきましたが、貴重な御意見として承らせていただきます。

1. 平成 29 年 6 月 5 日～7 月 4 日実施分の御意見の概要と回答

No.	御意見の概要	回答
1	TXIB および TEXANOL（テキサノール）は商標であり、化学物質の略称ではないので議事録や資料で表記されているのは公平性を欠くと考えている。今後の呼称についてご配慮いただきたい。	TXIB と TEXANOL（テキサノール）の呼称については、ご指摘を踏まえ正式な化学物質名（それぞれ、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートと 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート）を用いることとします。
2	今般提案された指針値案について、ヒトに対する影響評価の検証が十分であるか疑義がある。 （例） ・2-エチル-1-ヘキサノールは従前から指針値設定を検討している他の候補物質と比べ毒性が低く、また指針値案を策定するにあたりその評価法に疑義がある。 ・2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートには毒性データが少なく、指針値設定に無理がある。	2-エチル-1-ヘキサノール、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値については、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性がある、との意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとします。
3	指針値案の検討に際して、海外の状況等を考慮してほしい。 （例） ・2-エチル-1-ヘキサノールの評価にあたっては、同じく瞬きの増加を根拠に WHO 等で評価されているホルムアルデヒドの評価法や、産業衛生分野における最大許容濃度のこと等も考慮に入れてほし	

	い。 ・ 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートの安全性の評価においては、検討会資料に上げられている以外の OECD 論文やその他の海外文献等も参考にしてほしい。	
4	指針値案に掲げられている物質の室内空气中濃度を低減するに当たり、代替物質がない。 (例) ・ 2-エチル-1-ヘキサノールは塩ビ加工の製品等から加水分解による経年変化によって生じ放散されるが、原料事情等から 2-エチル-1-ヘキサノールの生じない物質への代替は困難である。 ・ 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、 2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートを含まない製品の開発、JIS 認証取得には多くの時間を要する。	
5	指針値案に掲げられている物質について、現実的に室内空气中濃度を管理できない。 (例) 新規 3 物質については、製品中の含有量と室内濃度の関係性が分かっていない。	

6	新規 3 物質の測定法について、濃度測定が問題なく行えるかどうか不明である。 (例) ・新規 3 物質について、パッシブサンプラーによるサンプリングを行った際に共雑ピークの様なものが多いみられ、定量下限値が確保出来ない可能性がある。 ・2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレートについて、ピークの切り方が不明である。 ・2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートについて、分析装置に残りやすい傾向にある。	新規 3 物質の測定法については、第 21 回の検討会資料の「採取方法と測定方法について」に示した手法を検討会で科学的に妥当性を担保した上で設定しております。 URL:https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000166140.pdf なお、2-エチル-1-ヘキサノール、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値については、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性がある、との意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとします。
7	実態調査の結果より、2-エチル-1-ヘキサノールは TVOC の構成化学物質として管理するのが適切ではないか。	ご意見を今後の指針値検討の参考にいたします。
8	2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートは塗料の助剤として使用されているが、SDS への記載義務等がないため、有害性物質として認識されていない。室内空気汚染に係るガイドラインへ記載する前に SDS への記載を義務化してほしい。	SDS とは化学物質および化学物質を含む混合物を譲渡または提供する際に、その化学物質の物理化学的性質や危険性・有害性及び取扱いに関する情報を化学物質等を譲渡または提供する相手方に提供するための文書を指します。指針値の設定と SDS の義務化は直接関連するものではありませんが、指針値を設定する場合には頂いたご意見について、担当部局にお伝えします。

9	今般提案された指針値案について、海外のリスク評価の状況等を考慮してほしい。(特にエチルベンゼン) (例) ・エチルベンゼンについて、海外のエチルベンゼンの評価では 75 ppm を NOAEL としているものもあるが本指針値案では 75 ppm を LOAEL としている。 ・第 21 回シックハウス検討会では「NOAEL として 75ppm」との意見が出されている。	エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとします。 また、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについては、最新の有害性等情報を踏まえたリスク評価に基づき、指針値を更新することが科学的に妥当と判断されたため、案どおりの指針値改定を行うことといたします。
10	建材業界では、4 VOC (トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン) に関して放散速度の自主基準を作成しており、これを見直すことが必要になるため、指針値を改定するまでに猶予をいただきたい。	指針値は、「現状において入手可能な毒性に係る科学的知見に基づき、ヒトがその化学物質の示された濃度以下の曝露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、指針値の設定タイミングに関わらず、関係者により曝露濃度の低減に向けた継続的な検討が必要であることから、今回の改正について経過措置等を設けることは指針値設定の趣旨に馴染まないと考えます。 引き続き、関係者においては、公衆衛生の観点から化学物質の不必要な曝露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されることを目的に、シックハウス対策に取り組むにあたっての参考にしていただきたいと思います。 なお、エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとし、キシレンについては、最新の有害性等情報を踏まえたリスク評価に基づき、指針値を更新するこ

		とが科学的に妥当と判断されたため、案どおりの指針値改定を行うことといたします。
11	日本国内で製造・流通している壁紙の約90%が塩ビ樹脂系の壁紙であり、その壁紙に2-エチル-1-ヘキサノールを原料としたフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを使用している。産業界等の実態調査を行い、慎重な議論をお願いしたい。	2-エチル-1-ヘキサノールの指針値については、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性がある、との意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとします。 また、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについては、最新の有害性等情報を踏まえたリスク評価に基づき、指針値を更新することが科学的に妥当と判断されたため、案どおりの指針値改定を行うことといたします。
12	新規3物質の指針値の設定や改定4物質の指針値の見直しについて、なぜ指針値を設定あるいは改定する物質として選定されたのか。指針値設定の経緯と根拠を示してほしい。	2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値設定およびキシレン、エチルベンゼン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの指針値改定については第20～21回の検討会において議論しており、その議事録および資料をHPに公開しておりますので、そちらを参照頂きますようお願いいたします。 URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-iyaku_128714.html なお、2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値については、関係者が対策を講ずるに当たり、

		科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性がある、との意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとします。 また、エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとし、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについては、最新の有害性等情報を踏まえたリスク評価に基づき、指針値を更新することが科学的に妥当と判断されるため、案どおりの指針値改定を行うことといたします。
13	最近シックハウス症候群等の健康被害が特に増えたという話を聞かない中で、規制が強化されることに違和感がある。根拠を示して欲しい。	指針値は、濃度基準を超えた場合の健康被害の訴え等を根拠としているのではなく、住宅における化学物質の濃度の実態やヒトへの安全性に係る科学的知見に基づいて設定することとしております。これらの指針値の設定基準については、第17回検討会で了承された、「室内空气中化学物質の指針値の仕方等について」として公開しておりますので、そちらを参照頂きますようお願いいたします。 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000014476.html なお、指針値は「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の曝露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、室内濃度指針値を一時的かつわずかに超えたとしても直ちに健康への有害な影響を生ずるものではありません。

14	既に指針値のある物質や新規3物質について、製品からの当該物質の放散速度の科学的測定方法が確立出来ておらず、室内空気中への拡散に関する情報についても科学的知見がない。指針値を決める場合には、基礎研究を十二分に行ってから決めるべきである。	指針値は、室内空間の濃度であり、製品からの放散速度等によらず設定される値であることから、指針値設定にあたりご指摘の放散速度等に係る測定等は必要ないと考えています。
15	化学物質は極力少ない方が良いでしょうが、仮に過敏症の方に合わせたような基準であるならば過剰規制のような気がする。現実的な数値の設定をお願いしたい。	指針値は「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の曝露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」として現状において入手可能な科学的知見に基づき導かれた値であり、すべての人を対象としています。 なお、2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値については、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性がある、との意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとし、さらに、エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとします。
16	指針値の設定・見直しの「スキーム」は明確化されているが、詳細リスク評価については検討会の中で個別の物質ごとに審議・決定されており、統一性がない。どういった知見を優先し、どのように判	詳細リスク評価については、それぞれの物質ごとに、根拠となるデータや物質の特徴などが異なるため、統一的な判断基準の設定が難しいと考えています。今後の検討を進めるに際し、ご意見を参考にいたします。

	断すべきかガイドライン的なものを先に作り、それに従って検討会で検討すべきではないか。	
17	現在の指針値設定における評価法は不確実係数等の観点からより安全側に立った評価をすべきではないか。	ご意見を今後の指針値検討の参考にいたします。
18	長期曝露時と短期曝露に分けた指針値にするなど、実運用に対する配慮を検討してもらいたい。	指針値は「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の曝露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、長期曝露時と短期曝露に分けることは指針値の趣旨に合致しないと考えます。
19	指針値の設定や改定は事業者に対する規制となるのでやめてほしい。	指針値は「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の曝露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、法的規制の性質を持つものでもありません。指針値の概要やその意味等について、広く事業者や一般消費者に正しく伝わるよう努めてまいります。
20	化学物質の使用フローから見ると建材メーカーはその下流にあたる。今回のような微量レベルの濃度指針値となると、SDS等で成分開示されないことが多く、下流まで情報が届かないことが多い。産業界全体で、より効率的効果的に同物質を規制していくには、同物質を輸入もしくは生成する上流（原材料・メーカー）側で規制強化されることを希望する。	指針値は「一生涯その化学物質について指針値以下の濃度の曝露を受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、室内空間の濃度が総合的に判断されたもので物質の使用を規制するものではありませんが、指針値の概要やその意味等について、御指摘の事業者を含め、広く事業者や一般消費者に正しく伝わるよう努めてまいります。

21	指針値の適用範囲を明確にしてください。	指針値の適用範囲については、特殊な発生源がない限り全ての室内空間を対象としております。
22	今回の指針値案は「室内空気中化学物質」であり、室内の建材に使用されている接着剤、塗料に係るものに適用されており、それ以外の、例えば屋外用途、包装容器、家具などの物には適用されるのか。	指針値は、個別の製品に適用されるものではなく、総合的な室内空間における物質の濃度をお示ししたものです。
23	オフィスや公共施設等の室内濃度指針値の適用範囲における室内大気濃度を測定した調査結果も踏まえて候補をご検討いただきたい。	ご意見を今後の調査の参考にいたします。
24	実態調査対象施設での築年数はどのような分布か。年数がたっているほど、VOCが発散されており、調査結果に出ない可能性がある。築年数が浅い物件も追加で調査すべきであると考えます。	
25	実態調査は、構法（RC、木造、鉄骨造）や建築資材等により発散が異なる可能性もあり、バリエーションをそろえるべく追加で調査すべきである。	
26	業界として指針値への対応に時間的猶予を頂きたいため、指針値の運用に経過措置を設けて頂きたい。	指針値は、「現状において入手可能な毒性に係る科学的知見に基づき、ヒトがその化学物質の示された濃度以下の曝露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、指針値の設定タイミングに関

		わらず、関係者により曝露濃度の低減に向けた継続的な検討が必要です。そのため、今回の改正について経過措置等を設けることは指針値の趣旨に馴染まないと考えます。 引き続き、関係者においては、公衆衛生の観点から化学物質の不必要な曝露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されることを目的に、シックハウス対策に取り組むにあたっての参考にさせていただきたいと考えます。
27	指針値の対象となる物質が増えることで、建材や家庭用品について測定や実験等の費用が消費者の負担増となる可能性がある。対象物質を増やすだけでなく、消費者の負担とならない対策、新たな物質への対応のための TVOC などの評価・測定方法の標準化をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、関係省庁等との連携や、情報提供に取り組んでまいります。また、第 21 回検討会資料 3「総揮発性有機化合物 (TVOC, Total Volatile Organic Compounds) 試験法 (案)」にあるとおり、TVOC の評価方法等の検討を進めているところです。
28	指針値の見直しを行うのであれば、パブリックコメントの前に関係業界に対し、背景や必要性について説明すべきである。最終決定に当たっては、見直しを行った場合でも、行わない場合であっても、業界向けに説明を行うとともに、パブリックコメントとは別に関係業界の意見を聞く場を設けて頂きたい。	ご意見を今後の施策の参考にいたします。また、関係業界と情報共有に努めてまいります。
29	指針値の概要とその意味するところを厚生労働省は分かりやすく説明し、その内容を事業者や一般消費者に周知して欲しい。	指針値の概要やその意味等について、御指摘の事業者を含め、広く事業者や一般消費者に正しく伝わるよう努めてまいります。

30	指針値の設定にともない、事業者が対応できるように、関係省庁等とも連携して対応していただきたい。	ご意見を踏まえ、関係省庁等との連携や情報提供に取り組んでまいります。
----	--	---

2. 平成 30 年 9 月 11 日～10 月 10 日実施分の御意見の概要と回答

No.	御意見の概要	回答
1	報告書等への記載の際に、「※注：2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート及び 2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートについては、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見及び技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性があるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら、<u>指針値の設定</u>について再検討する（現行の指針値なし。）」と改めて頂きたい。	ご指摘の記載は、第 22 回検討会において各構成員によりご検討を頂き、これら指針値の設定について改めて検討するとした方針を反映したものです。これらの物質の指針値については「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとしますが、その際に、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集を行い、また技術的観点等から実効性のある値となるよう検討してまいります。
2	報告書等への記載の際に、「※注：2-エチル-1-ヘキサノール、2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールモノイソブチレート及び 2,2,4-トリメチル-1,3-ペンタンジオールジイソブチレートについては、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見及び技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されている可能性があるとのパブリックコメント等の意見を踏まえ、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら、<u>指針値を設ける必要性</u>について再検討する（現行の指針値なし。）」と改めて頂きたい。	

3	新規 3 物質については毒性データを収集した後、それらを統一した基準のもとで比較をし、その上でばく露量との兼ね合いを考慮されること、また世界的な規制の流れを踏まえて、詳細リスクの内容等が適切かどうかについて、時間をかけて議論していただきたい。	2-エチル-1-ヘキサノール、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレートの指針値については、第 22 回検討会において、関係者が対策を講ずるに当たり、科学的知見のさらなる収集が必要であり、また技術的観点から実効性に疑義のある値が提案されているなどの点が指摘され、「ヒトへの安全性に係る情報」、「代替物の情報」等を引き続き集積し、国際動向も踏まえながら再検討することとします。
4	第 21 回シックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会で提案されていた新規 3 物質（2-エチル-1-ヘキサノール、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールモノイソブチレート、2, 2, 4-トリメチル-1, 3-ペンタンジオールジイソブチレート）について、当初案の通り指針値を定めて頂きたい。	
5	エチルベンゼンについて、合理的な根拠に基づいて十分に再検討してもらいたい。	エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとします。
6	エチルベンゼンについて、当初案の通り指針値を改定して頂きたい。	
7	今回改定する物質の指針値については、個人差等の観点から、指針値を再検討してもらいたい。	本指針値案は第 21 回検討会でお示したリスク評価に基づき科学的な妥当性を担保した上で設定しております。そのため、新たな知見が得られた場合に、上記の考え方に従って、改めて評価実施を検討させていただきます。
8	フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルなどの可塑剤についてはさらなる評価を行いもっと指針値を低値にすべきである。	

9	人体への影響が認められる物質については、より一層安全側に立った指針値の設定を行うべきではないか。	ご意見を今後の指針値検討の参考にいたします。
10	4 VOC（トルエン、キシレン、スチレン、エチルベンゼン）に関して放散速度の自主基準を作成しており、これを見直すことが必要になるため、指針値を改定するまでに猶予をいただきたい。	指針値は、「現状において入手可能な毒性に係る科学的知見に基づき、ヒトがその化学物質の示された濃度以下の曝露を一生涯受けたとしても、健康への有害な影響を受けないであろうとの判断により設定された値」であり、指針値の設定タイミングに関わらず、関係者により曝露濃度の低減に向けた継続的な検討が必要であることから、今回の改正について一定期間の経過措置等を設けることは指針値の趣旨に馴染まないと考えます。 引き続き、関係者においては、公衆衛生の観点から化学物質の不必要な曝露を低減させ、それらが健康影響の危惧を起こすことなく安全かつ適正に使用されることを目的に、シックハウス対策に取り組むにあたって参考にしていきたいと考えます。 なお、エチルベンゼンの指針値については、海外のリスク評価の状況等を踏まえ、改定案を再検討することとし、キシレンについては、最新の有害性等情報を踏まえたリスク評価に基づき、指針値を更新することが科学的に妥当と判断されるため、案どおりの指針値改定を行うことといたします。
11	シックハウス対策として、有害性の比較的低い新たな対象物質を追加するより、既に指針値が設定され	キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルの指針値改正案を提示しているように、既存の指針値設定

	ている有害性のより高い物質の室内濃度低減施策、および TVOC の低減を図るべきではないか。	化学物質につきましても、科学的知見に基づき指針値改定を進めており、今後も引き続き検討してまいります。 また、第 21 回検討会資料 3 「総揮発性有機化合物 (TVOC, Total Volatile Organic Compounds) 試験法 (案)」にあるとおり、TVOC の評価方法等の検討も進めているところです。
12	指針値の設定においては、関係者が対策を講ずるに当たり実効性のある範囲であるか否かについて、事業者の考えを聴取する機会をいただきたい。	ご意見を今後の施策の参考にいたします。また、関係業界と情報共有に努めてまいります。
13	指針値の概要とその意味するところを厚生労働省は分かりやすく説明し、その内容を事業者や一般消費者に周知して欲しい。	指針値の概要やその意味等について、広く事業者や一般消費者に正しく伝わるよう努めてまいります。
14	指針値の設定にともない、事業者が対応できるように、関係省庁等とも連携して対応していただきたい。	ご意見を踏まえ、関係省庁等との連携や情報提供に取り組んでまいります。